

長久手市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市公契約条例（令和3年長久手市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(労働条件の確保について報告を求める公契約)

第2条 条例第7条第2項に規定する報告を求めることができる公契約は、次のいずれかに該当するものとする。この条において、予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。

- (1) 予定価格が2,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が500万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約

ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下この号において「庁舎等」という。）の清掃業務

イ 庁舎等の受付案内業務及び電話交換業務

ウ 庁舎等の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

エ 給食調理業務

オ 廃棄物、資源等収集運搬業務

2 前項第2号の予定価格は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 契約期間が1年以下の契約 予定価格の額
- (2) 契約期間が1年を超える契約 予定価格を契約月数で除して得た額に1.2を乗じて得た額

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。